

議案第18号

千曲市立図書館の図書館資料の利用に関する要綱の一部を改正する告示

生涯学習課

千曲市立図書館の図書館資料の利用に関する要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 利用カードの交付を受けた者は、あらかじめ、利用カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して手続をすることにより、個人番号カードを利用して資料の貸出しを受けることができる。

第3条第3項中「前条第4項から第6項」を「前条第5項から第7項」に改める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年8月21日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

P 8375

条例、規則等の名称	千曲市立図書館の図書館資料の利用に関する要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 <u>一部改正</u> 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<u>提案理由</u> 千曲市立図書館コンピュータシステムの更新に伴い、図書館利用者の利便性向上のため、図書館利用カードの交付を受けた者が手続をすることにより、個人番号カードを用いて図書館資料の利用ができるよう、所要の改正を行う。	

千曲市立図書館の図書館資料の利用に関する要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（貸出手続） 第2条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） （団体貸出しの手続） 第3条 （略） 2 （略） 3 <u>前条第4項から第6項</u>までの規定は、図書館利用カード（団体用）について準用する。	（貸出手続） 第2条 （略） 2・3 （略） <u>4 利用カードの交付を受けた者は、あらかじめ、利用カード及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して手続をすることにより、個人番号カードを利用して資料の貸出しを受けることができる。</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略） （団体貸出しの手続） 第3条 （略） 2 （略） 3 <u>前条第5項から第7項</u>までの規定は、図書館利用カード（団体用）について準用する。